## 新型コロナウイルス感染症と診断された場合のご請求手続きについて

新型コロナウイルス感染症に罹患された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

先にご案内しておりましたとおり、2022年9月26日以後に新型コロナウイルス感染症と診断された方につきましては、下記の①~④のいずれかの場合に入院一時金のお支払い対象となります。

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、新型コロナウィルス感染症治療薬の投与又は新たに酸素投与が必要と医師が判断する方
- ④妊婦の方

これに伴い、新型コロナウイルス感染症と診断された日が2022年9月26日以後となり、上記①~④のいずれかに該当される方が、入院一時金を請求される場合は、下記[1]の療養証明書(代替書類を含む)に加えて、下記[2]の追加書類のご提出をお願いいたします。

## [1]療養証明書

- ・My HER-SYS で表示された療養証明書の画面コピー(スクリーンショットなど) 準備できない場合、以下いずれかの書類
  - ・新型コロナウイルス感染症に罹患したことがわかる医療機関が発行する検査結果報告書 ※被保険者名・検査日または検査結果判明日・医療機関名があるもの
  - ・自治体の健康フォローアップセンターの受付結果(被保険者名の記載があるもの)

## [2]追加書類

「重症化リスク」の高い4類型	提出をお願いする書類(例)
① 65歳以上の方	・追加書類はなし
② 入院を要する方	・入院領収書、入院診療明細書または退院証明書 等
③ 重症化リスクがあり、	・新型コロナ治療薬が確認できる処方箋または服用薬剤説明書(投
新型コロナ治療薬の投与	薬の場合)、診療明細書(点滴の場合)等
または新型コロナ罹患により	・「酸素吸入」または「在宅酸素療法指導管理料」の算定記載が
酸素投与が必要な方	ある診療明細書(酸素投与の場合) 等
④ 妊婦の方	・母子手帳(被保険者名および妊娠の経過が確認できるページ) 等、妊娠中であることが確認できる書類

また、当社では保険金をご請求いただく際に、療養証明書の発行を新たに医療機関や保健所に求めない 取扱いを実施しております。医療機関や保健所におけるさらなる負担軽減に向け、引き続きご理解とご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。